

Ⅱ 広島市中小企業融資制度要領

1 目的

この要領は、広島市中小企業融資制度要綱（以下「市要綱」という。）に基づき行う融資について必要な事項を定める。

2 資金使途

資金使途における設備資金とは、機械設備及び建物に対する増設、更新、補修、改良、又は労働環境の改善等に必要な設備資金とする。

3 融資対象

- (1) 新分野進出支援融資における新商品とは、現在の製品と原材料、用途、機能及び性能を異にする製品をいう。
- (2) 特別融資（環境保全資金）及び特別融資（新成長ビジネス育成資金）における省資源・省エネのための設備とは、中小企業信用保険法施行規則（昭和37年通商産業省令第14号）第9条に規定するエネルギーの使用の合理化に資する施設又は非化石エネルギーを使用する施設、若しくはこれに準ずる施設をいう。
- (3) 特別融資（環境保全資金）における融資対象設備としての「回収再利用型設備」及び「脱特定物質型設備」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 回収再利用型設備

回収再利用型洗浄装置（気化した特定物質の凝縮を行うための冷却装置及び漏出を防ぐための密閉装置を有する洗浄装置）、回収処理設備（気化した特定物質を収集して冷却又は圧縮により液化して回収する設備）、精製処理設備（使用により劣化した特定物質を再生する設備）

イ 脱特定物質型設備

脱特定物質型洗浄装置、代替フロン使用型冷凍空調機器

- (4) 特別融資（新成長ビジネス育成資金）における公害防止装置とは、中小企業信用保険法施行規則第8条に規定する公害防止施設をいう。
- (5) 特別融資（新成長ビジネス育成資金）における広島名産品・観光土産品などの製造及び販売とは、「ザ・広島ブランド」、「BUYひろしまキャンペーン推進事業」の認定品を製造、又は「いい店ひろしま顕彰事業」の受賞店舗を経営することをいう。
- (6) 特別融資（新成長ビジネス育成資金）における観光飲食業とは、外国語の対応が可能な飲食店等を経営することをいう。

4 融資手続

- (1) 創業支援融資（創業チャレンジ・ベンチャー資金）における融資手続は、次のとおりとする。

ア 融資申込み

「創業チャレンジ・ベンチャー支援事業」の事業認定を受け、創業チャレンジ・ベンチャー資金の融資を希望する者は、当該事業認定書の写しを添付し、金融機関に申し込むものとする。

ただし、事業可能性評価委員会に提出した事業プランから大幅な事業計画変更がある場合は、公益財団法人広島市産業振興センターの承認を得るものとする。

イ 融資申込期間

(ア) 当該事業の申請時点で事業を営んでいないものについては、個人で事業を開始する場合は事業開始の1か月前（創業関連保証を利用するもので、認定特定創業支援事業による支援を受けた旨を市が証明したものについては6か月前）から、会社を設立して事業を開始する場合は会社設立の2か月前（創業関連保証、スタートアップ創出促進保証を利用するもので、認定特定創業支援事業による支援を受けた旨を市が証明したものについては6か月前）から、それぞれ事業開始後2年を経過しない日までとする。

(イ) 当該事業の申請時点で事業開始後3年未満のものについては、当該事業認定日より2年を経過しない日までとする。

(2) 特別融資（中山間地域・離島振興資金（特別資金））における融資手続は、次のとおりとする。

「中山間地域における中小企業の人材確保支援事業（職場環境改善費補助）」の補助金交付決定を受けた者が、その決定通知書の写しを添付し、金融機関に申し込むものとする。ただし、補助金交付決定について大幅な変更があった場合には、市の承認を得るものとする。

(3) 特別融資（環境保全資金）における融資手続は、次のとおりとする。

ア この資金の利用を希望するものは、金融機関に申し込むものとする。

イ 金融機関は、審査により申込者の融資を適当と認めたときは、別に定める「環境保全資金承認申請書」を市（経済観光局）に提出する。

ウ 市は、イの申請を受けたときは、市関係部局へ事前協議したうえ、融資を適当と認めたときは承認するものとする。

エ 市は承認を金融機関又は申込者へ通知する。また、融資を不適当と認めたときは、その理由を付してイの書類を金融機関又は申込者へ送付する。

(4) 特別融資（新成長ビジネス育成資金）における融資手続は、次のとおりとする。

ア この資金の利用を希望するものは、金融機関に申し込むものとする。

イ 金融機関は、審査により申込者の融資を適当と認めたときは、別に定める「新成長ビジネス育成資金承認申請書」を市（経済観光局）に提出する。

ウ 市は、イの申請を受けたときは、「事業分野」及び「事業内容」について内容が適正であるかどうかを審査し、融資を適当と認めたときは承認するものとする。

エ 市は承認を金融機関又は申込者へ通知する。また、融資を不適当と認めたときは、その理由を付してイの書類を金融機関又は申込者へ送付する。

(5) 特別融資（障害者雇用支援資金）における融資手続は、次のとおりとする。

ア この資金の利用を希望するものは、金融機関に申し込むものとする。

イ 金融機関は、審査により申込者の融資を適当と認めたときは、別に定める「障害者雇用支援資金承認申請書」を市(経済観光局)に提出する。

ウ 市は、イの申請を受けたときは、市関係部局へ事前協議したうえ、融資を適当と認めたときは承認するものとする。

エ 市は承認を金融機関又は申込者へ通知する。また、融資を不適当と認めたときは、その理由を付してイの書類を金融機関又は申込者へ送付する。

(6) 特別融資（男女共同参画・子育て支援資金）における融資手続は、次のとおりとする。

ア この資金の利用を希望するものは、金融機関に申し込むものとする。

イ 金融機関は、審査により申込者の融資を適当と認めたときは、別に定める「男女共同参画・子育て支援資金承認申請書」を市(経済観光局)に提出する。

ウ 市は、イの申請を受けたときは、市関係部局へ事前協議したうえ、融資を適当と認めたときは承認するものとする。

エ 市は承認を金融機関又は申込者へ通知する。また、承認を不適当と認めたときは、その理由を付してイの書類を金融機関又は申込者へ送付する。

5 承認の有効期間

市の行う承認の有効期間は、承認日から起算して90日とする。

6 その他

この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は産業立地推進課長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年2月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年5月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年10月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。